

平成 年 月 日

国土交通大臣

殿

補助事業者の氏名又は名称

印

財産処分に伴う国庫納付誓約書

「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 27 年 10 月 22 日付け国住心第 145 号）」の規定により算出した額について、財産処分を行った後遅滞なく、国庫納付を行うことを誓約します。

記

1. 補助対象財産の内容

財産の種類	事業年度	事業完了年月日	補助事業名・物件名称 (地区・団地等)	所在地	処分する 規模・戸数・ 部屋番号等	財産処分予定 年月日	備考

2. 処分の種類

【 目的外使用・譲渡・交換・貸付・担保・取壊・その他（ ） 】